

最近の農薬環境行政について

環境省 水・大気環境局土壌環境課
農薬環境管理室

1 農薬取締法改正による新たな施策に係る検討状況について

- 農薬の安全性向上、より効率的な農業への貢献を背景に、農薬取締法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）が平成30年6月15日に公布され、農薬の動植物に対する影響評価の対象が、水産動植物から陸域を含む生活環境動植物に拡大。
- 改正法とともに、関係政省令も改正され、同年12月1日に施行された。
- 農薬の生活環境動植物に係る規定については、平成32年4月1日に施行される。
- また、新たに再評価制度（既に登録されている農薬も最新の科学的根拠に照らして安全性等の再評価を行う。）が平成33年度から導入される予定。

【生活環境動植物に係る検討経緯及び今後の予定】

| | |
|-------------------------------|---|
| 平成30年 6 月15日 | 改正法が公布 |
| 平成30年 7 月10日 | 環境大臣から中央環境審議会に対し、生活環境動植物に係る農薬登録基準の設定について諮問（土壌農薬部会に付議） |
| 平成30年 7 月18日～ 平成31年 1 月16日 | 土壌農薬部会農薬小委員会を5回開催し、審議、取りまとめ（平成30年11月16日から12月15日まで意見募集を実施） |
| 平成31年 1 月29日 | 土壌農薬部会で審議（了承後に答申） |
| 平成31年 3 月 | 生活環境動植物に係る農薬登録基準を定める（告示） |
| 平成32年 4 月 1 日 | 生活環境動植物に係る影響評価を開始 |

2 農薬登録基準の設定状況について

- 農薬取締法第4条第2項の規定に基づき環境大臣が定める基準（昭和46年農林省告示第346号）に掲げる、水産動植物の被害防止に係る農薬登録基準（水産基準）及び水質汚濁に係る農薬登録基準（水濁基準）を農薬の有効成分毎に設定。
- ばく露のおそれが極めて少ないと認められる農薬等は、基準値の設定を不用とする。

【基準値の設定状況】前回の土壌農薬部会報告（平成29年12月12日）以降

| 基準名 | 新たに基準値を設定した農薬数 | 新たに基準値設定を不要とした農薬数 | 評価実施済み累計 〔 左:設定農薬数 右:設定不要とした数 〕 |
|------|---------------------------------------|-------------------|---------------------------------------|
| 水産基準 | 30 (このほか、ユスリカ幼虫により、 2農薬で基準値を改定) | 3 | 530 〔 407、123 〕 |
| 水濁基準 | 17 | 2 | 411 〔 287、124 〕 |

【農薬小委員会等の開催状況】前回の土壌農薬部会報告（平成29年12月12日）以降

| | |
|------------------------|-----------------------------------|
| 農薬小委員会（8回） | 平成30年1月、3月、5月、7月、9月、11月（2回）、31年1月 |
| 水産動植物被害防止登録基準設定検討会（6回） | 平成30年2月、4月、6月、8月、10月、12月 |
| 非食用農作物専用農薬安全性評価検討会（1回） | 平成30年2月 |

3 平成29年度河川中農薬モニタリング調査結果について①

- 農薬小委員会において、農薬登録基準値と環境中予測濃度(PEC)が近接しているため、モニタリング調査を実施すべきとされた農薬については、当該農薬の出荷量、PECとの近接の程度等を考慮して優先度を検討し、河川におけるモニタリング調査を実施。
- 平成29年度は、全国6道府県で12農薬を対象に調査を実施したが、調査の結果、水産基準値及び水濁基準値ともに基準値の超過は見られなかった。
- 平成30年度は、全国7道府県で11農薬を対象に調査を実施(取りまとめ中)。

【調査実施農薬】

| 種類 | 農薬名 | 調査地域での主な使用用途 | 調査対象基準値 |
|-----|---------------|--------------|---------|
| 殺虫剤 | アクリナトリン | 果樹 | 水産 |
| | クロチアニジン※ | 水稲 | 水産 |
| | シラフルオフエン | 水稲、果樹 | 水産 |
| | チアメトキサム※ | 水稲 | 水産、水濁 |
| | トラロメトリン | 果樹 | 水産 |
| | フェノブカルブ(BPMC) | 水稲 | 水産、水濁 |
| | フェントエート(PAP) | 水稲、小麦、豆類 | 水産 |
| 除草剤 | キノクラミン(ACN) | 水稲用除草剤 | 水濁 |
| | テニルクロール | 水稲用除草剤 | 水産 |
| | ブタクロール | 水稲用除草剤 | 水産 |
| | プレチラクロール | 水稲用除草剤 | 水産 |
| | ブロモブチド | 水稲用除草剤 | 水濁 |

※クロチアニジンはチアメトキサムの代謝分解物である。

【調査実施道府県】

| 道府県 (調査地点※数) | 調査対象農薬 |
|-----------------|--|
| 北海道(4) | フェントエート(PAP) |
| 茨城県(3) | プレチラクロール |
| 埼玉県(4) | クロチアニジン、チアメトキサム、プレチラクロール |
| 長野県(3) | アクリナトリン、トラロメトリン |
| 大阪府(4) | キノクラミン(ACN)、テニルクロール、ブタクロール、プレチラクロール、ブロモブチド |
| 奈良県(3) | シラフルオフエン、フェノブカルブ(BPMC)、ブタクロール、プレチラクロール |

※調査地点には、評価対象地点以外に上流の動態を観測するために調査した地点等を含む。

3 平成29年度河川中農薬モニタリング調査結果について②

【水産基準値に関する調査結果】

| 道府県 (評価地点数) | 調査対象農薬 | 最大濃度の 検出範囲(μg/L) | 水産基準値 (μg/L) |
|----------------|-------------------|---------------------|-----------------|
| 長野県(1) | アクリナトリン | <0.0005 | 0.0052 |
| 埼玉県(1) | クロチアニジン | 0.124 | 2.8 |
| 奈良県(3) | シラフルオフエン | <0.04 | 0.067 |
| 埼玉県(1) | チアメトキサム | 0.050 | 3.5 |
| 大阪府(4) | テニルクロール | <0.04 | 17 |
| 長野県(1) | トラロメトリン | <0.0005 | 0.063 |
| 奈良県(3) | フェノブカルブ (BPMC) | 1.04~1.7 | 1.9 |
| 北海道(1) | フェントエート (PAP) | <0.04 | 0.077 |
| 大阪府(4) | ブタクロール | 0.19~0.37 | 3.1 |
| 奈良県(3) | | 0.16~0.96 | |
| 茨城県(3) | プレチラクロール | 1.10~2.44 | ※ 2.9 |
| 埼玉県(1) | | 2.22 | |
| 大阪府(4) | | 0.09~0.58 | |
| 奈良県(3) | | 0.10~0.50 | |

【水濁基準値に関する調査結果】

| 道府県 (評価地点数) | 調査対象農薬 | 最大濃度の検出範囲 (mg/L) | 水濁基準値 (mg/L) |
|----------------|-------------------|---------------------|-----------------|
| 大阪府(4) | キノクラミン (ACN) | 0.00007~0.00021 | 0.0055 |
| 埼玉県(4) | チアメトキサム | 0.000021~0.000083 | 0.047 |
| 奈良県(4) | フェノブカルブ (BPMC) | 0.00104~0.0017 | 0.034 |
| 大阪府(4) | ブロモブチド | 0.00550~0.0153 | 0.10 |

※平成27年度の調査において、茨城県の3地点においてプレチラクロールによる水産基準値の超過が見られ、県の指導により、散布後の止水期間を十分に設ける等の措置が講じられた。平成28、29年度の同地点での調査においては基準値の超過は見られなかった。

4 ゴルフ場使用農薬に係る平成29年度水質調査結果について

- 「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止及び水産動植物被害の防止に係る指導指針」(平成29年3月9日付け環境省水・大気環境局長通知)に基づき、都道府県や市町村、ゴルフ場等はゴルフ場からの排水の水質調査を行い、調査結果を環境省へ提供するように求めている。
- 平成29年度水質調査として、全国1,435箇所のゴルフ場を対象に、延べ38,927検体について調査結果を取りまとめ、農薬小委員会(平成30年9月)に報告、公表。
- 調査の結果、水濁指針値を超過する事例はなかったが、水産指針値を超過する事例が3件あり、都道府県に対し指導等を求めた。

【ゴルフ場の排水口調査結果で水産指針値を超過した農薬】

| 農薬名 | 超過検体数 (調査検体数) | 最高値 ($\mu\text{g/L}$) | 水産指針値 ($\mu\text{g/L}$) | 水濁指針値 ($\mu\text{g/L}$) | 超過不明 検体数 |
|-------------------|------------------|----------------------------|------------------------------|------------------------------|-------------|
| ダイアジノン (殺虫剤) | 1 (145) | 7.5 | 0.77 | 50 | 57 |
| ピロキサスルホン (除草剤) | 2 (81) | 21 | 7.4 | 500 | 4 |

※ 超過不明検体数とは、分析の定量下限値が水産指針値を上回っていたために、超過の有無が不明な検体数。
指針値(基準値の10倍)は、平成30年3月22日時点のもの。



都道府県に対し、ゴルフ場関係者への新指導指針の周知と農薬使用における一層の注意を促すとともに、分析においては定量下限値に十分に注意するよう求めた。